

令和5年5月8日
修猷館高校教務部

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒への対応について、令和5年5月8日より以下の通りとなります。

(1) 出席停止の期間について

学校保健安全法第19条改正のとおり、「新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする。

(2) 出席停止措置について

原則として、インフルエンザ等による出席停止と同様の扱いとする。

学校保健安全法第19条改正にかかる出席停止を行った場合、生徒・保護者は次の(1)(2)のうちいずれかを担任へ提出すること。

- (1) 「診断書」あるいはそれに準ずる書類を、「出席停止取扱願」(A)に添付したもの
- (2) 本校が用意した様式(「医証」(B))に医師が記入したもの

※(A)(B)の様式は学校ホームページよりダウンロード可能です。自宅でダウンロードやプリントアウトができない場合は、担任へお問い合わせください。

その他、ご不明な点やご相談がある場合は、遠慮なく担任へお問い合わせください。